

2019年5月27日

各位

第二東京弁護士会  
三井住友信託銀行株式会社

## ホームロイヤー紹介に係る協定の締結について

～人生100年時代における弁護士会と信託銀行の新たなパートナーシップ展開～

第二東京弁護士会（会長：関谷 文隆）と三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝）は、第二東京弁護士会ゆとり～な（高齢者・障がい者総合支援センター）が運営する、高齢者の見守りや財産管理、任意後見に関するかかりつけの弁護士制度「ホームロイヤー」を東京都近郊の三井住友信託銀行のお客さまへ紹介する取り組みを、2019年6月3日（月）より開始する協定を締結しました。

金融機関のお客さまへ弁護士会が運営するホームロイヤーを紹介する協定の締結は金融業界初です。

「人生100年時代」とも呼ばれ、一生の時間が長くなっていく中、長寿を謳歌する方がいる一方で、将来ご自身やご家族が困らないよう、認知症や健康不安による日常生活の支障に備えたいとの声が高まっています。

第二東京弁護士会は、2000年の成年後見制度施行以前の1997年から、高齢者・障がい者向けの財産管理制度を取り扱っており、2017年に、当制度を発展させ、より包括的・継続的な支援制度であるホームロイヤーを全国に先駆けて創設しました。（第二東京弁護士会がホームロイヤーに就任する所属弁護士の活動をチェックする独自の制度です）

三井住友信託銀行は、従前より、高齢のお客さまの財産管理や円滑な相続へのニーズにお応えするため、遺言関連業務や後見制度を支援する信託商品、民事信託受託者のサポート等のソリューションを提供してきましたが、近年ますます多様化・高度化していくニーズへの対応強化の必要性を認識し、順次商品・サービスの拡充に取り組んでいます。

2017年に政府が発表した成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、第二東京弁護士会と三井住友信託銀行は、同計画が目標としている自己決定の尊重、財産管理のみならず身上保護も重視という点を実現するべく、高齢者の暮らし全般の不安に役立てていくことが重要な社会的責務であると認識しています。

そこで、両者は、本協定の締結をとおして未然予防の見守り段階から幅広いサポートを行っていくホームロイヤーの利用拡大や任意後見制度の普及に向けて協力し、具体的な商品での連携や社会一般への啓発活動等に取り組んでいきます。

### 【ホームロイヤーの概要】3つのメニューを用意

	見守り		見守り+財産管理		任意後見
財産管理の主体	自分で財産管理		ホームロイヤーが財産管理		ホームロイヤー（任意後見人）が財産管理
サポート内容	安否確認、法律相談、入院など緊急時の支払い代行		安否確認、法律相談、財産管理		安否確認、財産管理
費用の目安	1万円 /月	毎月1回の安否確認+ 1時間程度の相談	2～5万円 /月	ご依頼内容によって 変わります	費用は基本的に「見守り+財産管理」と概ね同じ。但し、後見監督人の報酬も別途発生します
	5千円 /月	2ヵ月に1回の安否確認+ 1時間程度の相談	3～10万円 /月	資産高額・複雑事案など	
チェック機関	第二東京弁護士会				後見監督人及び 家庭裁判所による監督

以上